

会 議 録

会 議 名	令和 8 年度 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 5 日（水） 14：00～15：45
開 催 場 所	高千帆地域交流センター分館 会議室（2 階）
出 席 者	山口地方法務局宇部支局（人権擁護委員） 能勢 俊勝 宇部公共職業安定所 町田 光司 山陽小野田市障害者協議会 溝口 雅公 小野田商工会議所 河口 修司 山陽商工会議所 長田 毅彦 山陽小野田市民生児童委員協議会 池田 忠妃己 山陽小野田市社会福祉協議会 光永 仁 相談支援専門員 吉見 兆生 山陽小野田警察署 反田 義規 山陽小野田市協創部市民活動推進課 西崎 大 山陽小野田市教育委員会事務局学校教育課 三浦 昌子（※代理出席） 弁護士 岡田 卓司 学識経験者 森本 由美
事務担当課 及 び 職 員	福祉部長 石田 恵子 障害福祉課長 池田 哲也 障害福祉課課長補佐 森山 まゆみ 障害福祉課障害支援係長 伊藤 比呂子 障害福祉課障害福祉係長 幸池 百子

会 議 次 第	1 福祉部長あいさつ 2 委員・事務局紹介 3 会長・副会長の選任 会長・副会長あいさつ 4 議事 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要 (2) 障がい者差別解消支援地域協議会について (3) 障がい者差別解消に係る市の主な取組について 5 障害者差別解消法に関する講義 ～お互いが歩み寄る『真ん中』を探す 40 分～ 講師：山口県障害者権利擁護センター委員会 副委員長 石津 育幸 氏 6 意見交換・質疑応答 ・所属する機関・団体等において実施している合理的配慮や障がい者への配慮、工夫している取組について ・講義に関する質疑応答 【配布資料】 資料 1 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿 資料 2 障害者差別解消法について 資料 3 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱 資料 4 障がい者差別に関する相談報告書 資料 5 障がい者差別解消に係る市の主な取組について 資料 6 障害者差別解消法講義レジュメ（当日配布） 資料 7 事前質問回答（当日配布）
	1 福祉部長あいさつ 福祉部長があいさつを行った。 2 委員・事務局紹介 ・配付している名簿【資料 1】より各委員が自己紹介を行い、その後、事務担当課職員が自己紹介を行った。 ・事務局より委員 4 名欠席の報告を行った。

3 会長・副会長の選任、会長・副会長あいさつ

- ・会長、副会長の選任について、自薦、他薦はなし。事務局案として「会長に池田委員、副会長に光永委員」を提案。全委員が賛同し、承認される。
- ・会長・副会長があいさつを行った。

4 議 事

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要【資料2】
- (2) 障がい者差別解消支援地域協議会について【資料3】【資料4】
- (3) 障がい者差別解消に係る市の主な取組について【資料5】

事務局が（1）から（3）について、資料に沿って一括で説明を行った。

5 障害者差別解消法に関する講義【資料6】

山口県障害者権利擁護センター委員会から、副委員長の石津育幸氏を講師に迎え、『～お互いが歩み寄る『真ん中』を探す 40 分～』と題して、講義をいただいた。

講師から、本講義のゴールとして、「世界の約束を知ること」、「当たり前を一度休むこと」、「「真ん中」を探すこと」の3点が示された。

講義はまず、国連で採択された障害者権利条約とその根底にある「Nothing about us without us」の理念を説明し、障害を個人の問題とする医学モデルから、環境と社会のミスマッチとして捉える社会モデルへと視点を転換する重要性を共有した。続いて、合理的配慮は「すべてを 100%受け入れる」ことではなく、事業者側が可能な範囲で工夫し、当事者との建設的対話を通じて実現すべきことを具体例とともに提示した。

実務に即した差別事例として、航空会社の一律付き添い要求、自治体の精神疾患者への施設利用制限、特例子会社における高次脳機能障害者への配慮不足が取り上げられ、いずれも「一括制限」と「本人の声を軽視」した点が問題点として指摘された。

その後、視覚・聴覚・発達障害といった障害特性別に、具体的な配慮方法（距離や方向の具体的指示、筆談・文字入力の利用、静かな環境提供や視覚的資料の提示）を示し、実務で即活かせるチェックポイントを整理した。

最後に、2つのロールプレイングワークを通して、聞こえにくい来客や複数質問で固まる発達障害者への対応策を隣同士で検討。参加者は「笑顔での対応」「静かな場所への案内」「筆談や視覚資料の利用」など、相手の状況に合わせた柔軟な対応の重要性を再確認した。

講師は「合理的配慮は双方が無理なく歩み寄ることで初めて成立する」ことを改めて強調し、今回の講義で共有された3つのゴールを日常業務に落とし込むことが、障害者差別解消法の真の意義であると締めくくった。

6 意見交換・質疑応答

事前回答資料に基づき、各機関・団体における合理的配慮や障害のある方への配慮、工夫している取組について意見交換を行った。【資料7】

(各機関・団体の主な取り組み)

【宇部人権擁護委員協議会】

- ・人権擁護委員は相談・啓発・調査・救済を実施。
- ・相談は「傾聴・共感」中心。
- ・高齢者・障害者差別防止リーフレットを作成し、施設職員等への啓発に活用予定。

【宇部公共職業安定所】

- ・障害者専用相談窓口と障害者求人を設置。
- ・毎週火曜日は聴覚障害者向けに手話通訳協力員を配置。
- ・求職者のニーズを傾聴し、面接前に職場実習・振り返りを実施。
- ・精神障害者の求職者増加が傾向として報告。

【山陽小野田市民生児童委員協議会】

- ・市内の民生・児童委員は140人以上が地域福祉活動を実施。
- ・山陽地区に障害福祉部会を設置し、施設行事・バザー・交流等で障害者と関わる。

【山陽小野田市社会福祉協議会】

- ・障害者支援事業を実施。
- ・当事者団体だけでなく、ボランティアグループへの支援も行う。

【相談支援事業所のぞみ】

・障害福祉サービス利用者の就労・生活・ヘルパー等の相談を受け、市からの委託で一般市民の相談にも対応。

・「前例がない」「できない」と判断せず、本人の意思決定を尊重し、段階的に実現策を検討。

【山陽小野田警察署】

- ・警察官採用時から差別防止教育を実施。
- ・障害者差別解消法改正に伴う通知・啓発を本部から受け実施。
- ・古い庁舎のハード面課題はあるが、可能範囲で対応。
- ・交番・駐在所の不在転送電話付近に手話三者通話用QRコードを設置する取り組みを推進。

【山口県弁護士会】

- ・障害者対応要領・指針を整備し、組織的に対応。
- ・難聴高齢者への法律相談で要約筆記を活用し好評。

- ・ただし要約筆記の費用負担が課題で、公的支援が必要と指摘。

【事務局】

- ・市は意思疎通支援事業を社会福祉協議会へ委託し、手話通訳・要約筆記を無料で派遣している。

(質疑応答)

次第4及び次第5に関する質疑応答はなかった。

(その他の意見)

〈コミュニケーションボードの活用事例について〉

・コンビニ等のレジに「袋は必要ですか」「箸は必要ですか」等を掲示し、指差して意思表示ができる仕組みが好評。

・小さな合理的配慮の積み重ねが、障害者にとっての住みやすい地域づくりにつながるとの指摘。

〈「障害」⇔「障がい」の表記について〉

- ・法律名・条例名は漢字の「障害」で統一。
- ・人を表す場合ではひらがなの「障がい」を使用する、と事務局が説明。

〈事前回答資料の継続的活用について〉

・各団体の取組を事前に収集・共有したことが意見交換に有益であったため、来年度以降も継続を要望。

- ・事務局は同様の情報共有を今後も推進する旨回答。

〈手話奉仕員養成講座について〉

・社会福祉協議会へ委託している手話奉仕員養成講座は、令和9年5月開始の2年コースであることを案内。関心者は受講検討をしてほしい。

7 閉会

池田会長から、本日の会議を通じて、各団体における取組や障害者差別解消法への理解を深めるための有意義な意見交換ができたとの総括があった。